

通時的構文文法から見た譲歩命令構文「もせよ」の成立： チャンク化と語彙史の接点

菊 田 千 春

1. はじめに

命令文が必ずしも命令の意味を持たず、順接や逆接の仮定条件を意味するという現象は広く観察される。英語でも、“Make a move, and I’ll shoot you!”や“Be that as it may, his theory still holds.”などの命令文には字義通りの行動を指示する意味はなく、「もし～したら」あるいは「たとえ～にしても」という順接・逆接仮定条件を意味している。同様のことは日本語にもあてはまり、「動いてみろ、撃つぞ！」や「それはそうであれ／あるにせよ、彼はやはり正しい」の命令文は順接・逆接仮定条件を表す。一般に、放任命令文の後にその行為の結果を予測する文が続くと、その間には語用論的に順接・逆接の条件解釈が生まれる（Akatsuka, 1997; Shinzato, 2002）が、この2つの文が一まとまりの単位として発話されることが慣習化することによって構文化がおこる。上記の事例はいずれも構文化した事例と考えられている（Shinzato, 2002; Mori, 2006; Kikuta, 2018）。

本稿は、日本語の逆接仮定条件を表す命令文（以下、「譲歩命令文」と呼ぶ）の構文拡張を取り上げる。現代日本語の譲歩命令文には、形態のバリエーションはあるものの、上記のように、動詞「ある」を使うBE型と「する」を使うDO型の大きく2つのタイプがある。このうちBE型は中古の最初期にすでに存在しており、その成立過程を辿るのは難しい(Narrog, 2014; 菊田, 2020)。一方、DO型の成立はもっと時代を下る。ただ、中世の前半にDO型らしきも

のがわずかながら見出され、中世の終わりまでに成立したことは間違いないものの、近世より前の文献例が極めて少なく、その成立過程は長い間、不明とされてきた(山口, 1995; 中村, 1993; 北崎, 2016)。北崎(2016)は詳細な調査によりDO型の成立の様子をかなり明らかにすることに成功しているが、それでも全ての謎が解けたわけではない。特に、その成立に数百年もの時間を要しているように見えるのは非常に不思議に思われる。

実のところ、同じ中世には「ある」「する」以外の多様な動詞の命令文が逆接仮定条件の意味を持つ事例が報告されている。菊田(2020)では、Narrog(2014)が挙げるその事例を放任命令文が逆接仮定の推意を持っているにすぎないと分析した。しかしながら、このような命令文の中には、確かに逆接仮定の解釈の方が優勢なものも存在する(北崎2016)。これらは数も少なく、「譲歩命令構文」と呼ぶには疑問の余地があるものの、DO型が成立する橋渡しとなった可能性がある(北崎2016)。しかし、具体的にどのように橋渡しとなったのかは明らかではない。

本稿は通時的構文文法 (Diachronic Construction Grammar) の立場からこの問題への解決を目指す(Barðdal, Smirnova, Sommerer, & Gildea, 2015)。構文文法では構文は形 (form) と意味 (meaning) の慣習的な組み合わせと規定される (Goldberg, 2006) ので、譲歩命令文の成立を考えるには、放任命令文との意味や語用論的な関連性だけでなく、形の面にも目を向けて検討する必要がある。特にBE型やDO型に用いられる (古典語であれば) 「にもあれ」「もせよ」などの連辞的な連鎖 (syntagmatic sequence) が、慣習化を経て一まとまりの「チャンク (chunk)」となることが構文化の重要な鍵となる (Bybee, 2010; Traugott & Trousdale, 2013)。¹ 譲歩命令文が構文として成立するのは、放任命令文に基づく構造 (以下、テンプレートと呼ぶ) がそのチャンクを含んだテンプレートと再分析されることと考える。したがって、DO型が成立する過程も、放任命令文に現れる動詞「する」が「もせよ」というチャンクを形成する条件を検討することでその詳細を明らかにすることができる。本

稿ではチャンク化の過程を詳細に分析し、DO型の成立に重要な役割を果たしたのは、「する」の中でも、動詞を作る複合用法の補助動詞であると論じる。そして、中世のDO型成立が時間を要したのは、「する」の造語力を高めた中世の漢語の増大に遠因があると主張する。

本稿の構成は以下の通りである。第2節では先行研究に言及しながら、讓歩命令文の共時的・通時的概要を示し、DO型成立の疑問点を整理する。そして第3節では構文文法の視点からDO型の成立過程についての分析を提案する。まず、構文のテンプレートを特定し、そのテンプレートの成立につながるチャンク化がどのように起こったかを分析する。そして最後に、語彙史における中世を特徴づける漢語の増大とDO型成立の関係を論じる。第4節は結語である。

なお、具体的な通時的な文献例については、先行研究で紹介されているものに加え、国文学研究資料館で公開されている『日本文学大系全文データベース』と国立国語研究所が公開する「日本語歴史コーパス」を調査した。前者は岩波書店から出版された『日本古典文学大系』をデータベース化したものである。後者は時代によって元となる著作は異なっているが、平安時代編と鎌倉時代編は、小学館『新版古典文学全集』のいくつかをデータベース化したものである。室町時代編は狂言とキリシタン資料（『天草本平家物語』『天草本伊曾保物語』）を収録している。両データベース（コーパス）には作品の重複も見られるが、それぞれの底本が異なるため、同じ作品でもデータに違いが見られることがある。本稿の主眼はデータの量的な分析ではないことから、いずれかで観察されるものを取り出し、用法を確認した。また、作品が重複するものについては、両方に見出されるものに注目した。日本語歴史コーパスは現在も建設中であり、データは十分とはいえない。特に中世以降のデータはまだ少なく、対象とする事例がほとんど見出せないこともある。そのような場合には、国文学研究資料館の『全文データベース』を中心に検索し、通時コーパスには入れられていない小学館の『新編古典文学全集』の

作品（例えば『平家物語』）について用例を確認した。ただ、結果として、中世のDO型の譲歩命令文については、事例がほとんど見られないことを追認したにとどまった。なお、これらの調査は2020年5月-7月に行った。

2. 譲歩命令文について：先行研究をもとに

2.1 譲歩命令文の共時的、通時的概要

現代日本語での譲歩命令文とは次のようなものである。

- (1) a. 海であれ、山であれ、友人と行くキャンプは楽しいものだ。
 b. 海にしろ、山にしろ、友人と行くキャンプは楽しいものだ。
 c. 海にせよ、山にせよ、友人と行くキャンプは楽しいものだ。

これらは作例であるが、すべて日本語として自然であることに異論はないだろう。このうち(1a)は「あり」を含むBE型、(1b-c)はいずれも「する」を含むDO型である。このうちBE型は中古からかなり多く観察され、初期のものとして(2)のような例がある。²

- (2) a. とまれかくまれ、まづ請じ入れたてまつらむ
 (『竹取物語』 9C末～10C初)
 b. 悪しくもあれ、いかにもあれ、便りあらばやらむ
 (『土左日記』 935)
 c. 昔ありける事にもあれ、今聞こしめし、世に問ひける事にもあれ、
 語らせたまふを (『枕草子』1000-1001)
 d. 丸盥(たらひ)にまれ、うち盥にもあれ、貸したまへ。それなくは、
 欠け盥にまれ、貸したまへ。 (『堤中納言物語』1055以降)

これらの例が示すBE型の特性をまとめると(3)のようになる。

- (3) a. 現代では一般に「であれ」だが、近世までは「(に) もあれ」という形であった。
- b. (2b, d)が示すように、「もあれ」は音韻的に縮約し、しばしば「まれ」となる。
- c. (2c-d)のように名詞に続く場合は「に」(「なり」の連用形?) が介在する。
- d. 現代のBE型には含まれない助詞「も」が古典語では必ず含まれている。
- e. (2a)の「とまれかくまれ」のように、話題転換を促す副詞句的な意味機能をもつものもある。
- f. (2b-d)のように(そして特に(2d)で顕著なように)、節間の論理関係を表すというよりも「ヘッジ (hedge) 機能を含んだ選択肢提示」のようなものが多い。
- g. まとめると、BE型の譲歩命令文には、「譲歩条件の前件」「談話機能を持つ副詞句」「選択肢提示」という大きく3つの機能タイプがある。³

また、現代語では、動詞からBE型を作る場合には、「連体形+の」によって名詞化をおこない、「であれ」に接続する (cf. 「山に行くのであれ、海に行くのであれ」) が、古典語ではBE型は動詞とは結びつきにくかった。例外的な事例としては(4)がよく知られているが、類例は他に観察されていない

(中村 1993, 北崎 2016)。

- (4) 君といへば 生まれ見ずまれ 富士の嶺の めづらしげなく 燃ゆる
わが恋 (『古今和歌集』905頃: 680番)

一方、DO型は中世以降に観察されるようになり、以下のような例がある。

- (5) a. ^{うゑじに}飢死モセヨ、^{こごえじに}寒死モセヨ、今日一日道ヲ聞テ、仏意ニ随テ死ント思フ心ヲ
 (『正法眼蔵』 1231-1253)
- b. たとへいかなる人の筆にもせよ、是をふんどしといふ手じや」といふ。
 (『世間胸算用』 1692)
- c. ないにせよ有るにせよそれ程ゆかしい男なら。 (『嫗山姥』 1712)
- d. まア何にしろ旦那の方が暇が出るなら、その積りにさ
 (『お染久松色読販』 1813)

中世前期の(5a)はDO型の形をとる最初期の例とされている(北崎2016)。(5b-d)はいずれも近世の例である。DO型の成立や変遷に関わる重要な点を(6)にまとめておく。

- (6) a. (5a-b)が示すように、BE型と同様、DO型も初めは助詞「も」が必須要素であった。(5c)のような「も」のない形が見られるのは18C以降である。
- b. 「せよ」に代わって(5d)のような「しろ」が見られるようになるのは19C以降である。(そして「しろ」は「も」と共起する例が稀である。)
- c. 現代語のDO型の場合、(1b-c)の「にせよ／にしろ」のように、「に」を必ず伴うが、これは近世に入ってからのものであり、中世に観察されるDO型は(5a)のように「に」を含んでいない。

(6c)に述べる通り、中世のDO型が「に」を伴わないのは、それが当初は動詞にのみ接続していたためである。たとえば、中世末期の様子を反映すると考えられるロドリゲスの『日本大文典』(1604-1608)には「許容法」「讓歩法」としての命令文への言及が見られ、その中にBE型と並んでDO型の例(7)も挙げられている(北崎 2016)が、これも動詞接続で「に」を含まない。

(7) *Aguemo xeyo caxi* (上げもせよかし)

(『日本大文典』 第1巻, (北崎 2016より))

上述のように、古典語では動詞からBE型の譲歩命令文は作りにくかった。DO型はそれを補うものとして中世の間に成立したと考えられている(北崎 2016)が、詳細が明らかとは言えない。次節では、DO型の成立についてより詳しく見ていくことにする。

2.2 DO型成立の様子と疑問点：北崎 (2016)を中心に

DO型の譲歩命令文の成立の詳細が判然としない大きな理由は、中世の文献例が極めて少ないからである。北崎 (2016)は、「であれ」や「にせよ」「にしる」を複合接続助詞と捉えた上で、これらの接続助詞の成立という視点からこの構文を分析し、管見の限り、DO型の成立に関し最も詳細な調査結果を示している。以下の表1は、北崎 (2016)の調査結果のうち、DO型の成立に関わる中古から近世前期までのみを取り出したものである。

時代/形態	「であれ」類				「にせよ」類		
	用言も	にも	にても	でも	せよ		しる
					用言も	にも	にも
中古	5(18.5%)	21 (77.8%)	1 (3.7%)				
中世前期	2(3.6%)	41 (74.5%)	10 (18.2%)		2 (3.6%)		
中世後期	1(0.4%)		26 (11.5%)	199 (87.7%)	1 (0.4%)		
近世前期			13 (20.6%)	2 (3.2%)		47 (74.6%)	1 (1.6%)

表1 各時代における「であれ」類・「にせよ」類の使用状況

(北崎 2016, p. 8 表5より抜粋)

この表では、「であれ」類がBE型、「にせよ」類がDO型に対応する。また、「用言も」とは動詞や形容詞といった用言に「もあれ」や「もせよ」が接続する形を指す。4目を引くのは、中世のDO型（「用言+もせよ」）の少なさである。詳細な文献調査にも関わらず、見出されたのは、先行研究ですでに挙げられていた中世前期と後期の例、それぞれ1つずつに加え、中世前期の1例、つまり中世を通して3例のみである。(8)-(9)は北崎が挙げる例である。⁵

(8) 中世前期

a. 飢死^{うゑじに}モセヨ、寒死^{こゑじに}モセヨ、今日一日道ヲ聞テ、仏意ニ随テ死ント思フ心ヲ
(『正法眼蔵』 1231-1253) (=5a)

b. 「ムカシハ 勝^{かち}モセヨ、負^{まけ}モセヨ 取昇進シテコソ至候ヘト
(『古事談下』 1212-1215頃) (岩井, 1971; 中村 1993)

(9) 中世後期

守道者ハ、天道ハクミシモセヨ、クミセイデモアレ、各々吾ガ志ニ從テ守道マデヨ

『史記抄 老子伯夷伝』 (1477) (湯澤, 1929; 山口 1995)

しかし、近世に「に」が加わった「にもせよ」という形が生まれると一転、DO型はBE型を凌駕するほどの勢いで頻用されるようになる。表1によれば、近世前期の「にもせよ」はBE型の4倍近く見出される。

中世のDO型の実例がわずかなのは、調査可能な文献資料の量や種類などの問題もあるが、同時期にBE型は多く観察されていることから、必ずしも文献の問題とばかりは言えないだろう。その一方、実例は少ないものの、DO型が成立していなかったわけではない。(7)に挙げたロドリゲスの『日本大文典』の記述に加え、非常に興味深いのは北崎 (2016)が挙げる中世後期の(10)である。これは、中古の古今和歌集の例(4)への注釈である。

- (10) きみといへば見もせよみずもあれ。ふじのねの。いつもけぶりのたつごとく。思ひにもゆると也。君てへばと書る本も有。みまれ見ずまれば。見もせよ見ずもあれなり。

『古今栄雅抄 卷11』 (15C末～16C初頃)

ここでは、BE型の「みまれ見ずまれば」というのは「見もせよ見ずもあれ」のことだと言い換えている。否定辞がついた後半（「見ず」）はBE型のままだが、肯定の場合、「動詞を譲歩命令文にする時には、補助動詞「する」を用いて言い換える」というメタ認知的な構文意識が中世後期には明確にあったことを示している。このように、観察される事例は少なくとも、中世後期にDO型が生産的な構文として成立していたことは疑いない。また、だからこそ、近世に頻用される「にもせよ」という形が生まれたと考えられる。

ところで、DO型がなかなか広がりを見せない中世前期に観察されるのが、BE以外の動詞による放任命令文である（中村, 1993; Narrog, 2014; 北崎, 2016）。その中には、菊田（2020）が示すように、譲歩命令文というよりもあくまでも放任命令文と解釈すべきものもあるが、反対に、放任命令文としての解釈が難しく、譲歩条件をもつばら表す(11)のような事例もある（(11)は全て覚一本系『平家物語』）。

- (11) a. 其上祇王があらん所へは、神ともいへ、仏ともいへ、かなふまじきぞ。
 b. いくさは又、親もうたれよもうたれよ、死ぬれば乗りこえ乗りこえたかふ候。
 c. 敵にもおそはれよ、山ごえの狩をもせよ、深山にまよひたらん時は、老馬に手綱をうちかけて、さきにおったててゆけ。

これらの命令文は、それぞれ、「神と言おうが、仏と言おうが」、「親が討

たれようとも、子が討たれようとも」、「敵に襲われたとしても、山越えの狩をしていたとしても」という意味と解され、放任命令文との解釈は難しい。

つまり、中世前期はBE型を超え、動詞に基づく譲歩命令文が生まれようとした時期で、様々な動詞の命令形が譲歩の意味で用いられたと思われる。実際、数の上ではこれらは中世前期のDO型よりも多い。そのため、北崎(2016)はこれらの例を「にせよ」(DO型)が誕生するきっかけと捉える。つまり、DO型も元々は一般動詞の1つである「する」の命令形が譲歩的に用いられたものが、その後、生産性のある補助動詞としても使用されるようになったという。さらに、補助動詞「する」には「あり」と同じような状態用法がある(山田 1908)ことから、近世以降、名詞につながる「にせよ」が生まれ、その結果、DO型は名詞にも動詞にも接続する汎用性の高い形となり、BE型を凌駕したというわけである。

北崎が示すこのシナリオはかなり説得力のあるものといえ、本稿も大まかな流れとしては、これに賛同する。ただ、これで謎がすべて解明されたとは言えない。特に「する」の参入に関しては2つの疑問が残る。1つ目は、なぜそもそも「する」が取って代わったのか、ということである。北崎のシナリオでは、動詞に基づく譲歩命令文を作るニーズからDO型が成立し、その後、それが動詞以外の語彙項目にも広がったと考えている。ただ、そのニーズに応えるためだけならば、一般の動作動詞の放任命令文でも十分といえ、「する」が参入する必要はなかったとも言えるのではないか。また2つ目は、1つ目とは逆の方向の疑問だが、「する」が取って代わるのになぜこれほど長い年月を要したのか、ということである。上述のように、「する」を用いた早い例は中世前期に観察されているにも関わらず、それが一般化するのには近世直前、少なくとも中世後期と推測され、数百年もの隔りがある。近世に名詞に接続できる「にせよ」の形になってから汎用性が高まり、用例が急増したのはその通りだとしても、それがなぜもっと早く起こらなかったのだろうか。

この2つ目の疑問を抱くのには理由がある。たとえば(10)の例では、「見る」

に対し「見もせよ」というDO型を示しているが、このような補助動詞「する」による動詞の言い換え（以下、Do-Supportと呼ぶ）は決して中世に生まれたものではない。むしろその起源は非常に古く、(12)に示すように、上代から中古へとすでに広く用いられている。

- (12) a. いづくには鳴きもしにけむほととぎす 我家の里に今日のみそ鳴く
 (『万葉集』7C後-8C後: 1488番) [何処者鳴毛思仁家武霍公鳥]
 b. うち背かれて、人知れぬ思ひ出で笑ひもせられ、「あはれ」ともうち
 独りごたるに (『源氏物語』1002)
 c. あさましとあきれてこそ、動きもせで立ちたまひたりけれ
 (『大鏡』1205)

(12)では、「鳴く」「笑ふ」「動く」がそれぞれ「鳴きもす」「笑ひもす」「動きもす」と言い換えられており、補助動詞を含んだDo-Supportの形自体はかなり一般的であったことが推測される。中村（1993）が述べるように、このような補助動詞での言い換えの用法が古くからあったからこそ、「する」による譲歩命令文が生まれたとも言えるが、それならばもっと早くDO型が成立し、「にせよ」の形ももっと早く生まれても良さそうである。

次節以降、構文文法の視点を取り入れ、この2つの疑問に対する答を探り、DO型の成立過程をさらに詳細に明らかにしていくことを目指す。

3. DO型成立の過程：構文文法的視点を踏まえて

3.1 構文としての譲歩命令文

本稿では譲歩命令文を構文と考え、早い段階で成立したBE型の拡張としてDO型が成立し、現代ではその2つを下位タイプとして持つと考える。Goldberg(1995)までの「構文」は「構成性の原理から逸脱した単位」と考え

られており、構成素から構成的 (compositionally) に得られない意味や構造的特徴を持つということが「構文」と認定する条件となっていた。しかしその後、構文の概念は拡張され、Goldberg (2006)以降は構成性の原理を守っていても慣習化 (routinize) された意味と構造の結びつきを「構文」とする立場が一般的になっている。また、その際、慣習化されて単位 (unit) 的ななること、つまり、チャンクとなること (チャンク化) の重要性が主張されている (Bybee, 2010; Traugott & Trousdale, 2013)。

Kikuta (2018)や菊田 (2020) では、条件命令文や譲歩命令文の構文化には、命令文と後続文がチャンク化し、条件文の前件 (protasis) と後件 (apodosis) として再分析される必要があることを示した。このようなチャンク化は命令文とその外の要素との間に生じたものだが、本稿で注目するのは、命令文の内的構造に生じるチャンク化である。例えば、中古のBE型は多くが「にもあれ」ではなく「にまれ」という音韻的な縮約 (摩耗: attrition) が起った形で用いられ、肝心の動詞「あり」の命令形「あれ」が隠れてしまっている。これは構文化の結果、「にもあれ」がいわば「譲歩マーカー」という1つのチャンクとして使われ、本来の構成素の内的構造が意識されなくなっていることを示す。ただし、チャンク化にも段階があるし、構文化が起こった後も「にまれ」と「にもあれ」が交替可能な形として用いられるなど、構成素構造が全く意識されなくなるとは限らない。以下ではこのような視点を踏まえ、改めて譲歩命令構文を考えていく。

ところで、本稿の構文文法的な立場とは逆に、伝統的な国語学・日本語学では譲歩命令文は命令文の放任用法の1つと考えられてきたようである (岩井, 1971; 小田, 2015)。譲歩命令文と放任命令文を共時的に区別すべき理由はいくつもあるが、1つは、条件文であることを示す副詞「たとえ」と共起できること (Shinzato, 2002) が挙げられる。これは現代語だけでなく、近世にすでに(13)のような例が確かめられる。

(13) たとへ妹が討つにもせよ。兄も我が子妹も我が子右の手か左の手か。

(『用明天王職人鑑』 1705)

また、2つ目の理由として、少なくともDO型は通常用いられる命令文の形との間に乖離があることである。現代語では使われない命令形「せよ」がDO型では今も用いられることに加え、たとえば(1c)の「行くにしろ」は命令文としては用いられる形ではない。命令文であれば、放任用法であっても、「行け」または「行くことにしろ」となるはずである。つまり、構文のより狭い規定である構成性の原理からの逸脱という点からも、譲歩命令文は放任命令文とは独立した構文と考えるべきであることがわかる。

ただし、通時的な視点から考えると、放任命令文と譲歩命令文は単純に切り離せるものではなく、その関係はより複雑である。譲歩命令文の成立は突然起こるものではなく、命令文とのつながりを背景に文が生み出される段階と、再分析がおこり、命令文のつながりを必要としなくなった段階を分け、その移行過程を考える必要がある。次節では、それぞれの段階を反映する構文のテンプレートを提案し、構文化を表すテンプレートの成立に構成素のチャンク化が果たした役割の重要性について論じていく。

3.2 DO型が成立する条件：譲歩命令文の構文テンプレート

BE型の譲歩命令文の形式テンプレートには2つの解釈の可能性がある。整理すると次のようになるだろう。

(14) 譲歩命令テンプレート

[1] 「[V命令形] + も」 (=放任命令文との繋がり)

[2] 「X + (に) もあれ」 (cf. X + もあれ、Y + もあれ)

x A (=チャンクとして定項が再分析され構文化)

使われている。いずれも、「もあれ」のチャンク化が進み、助詞「も」と命令形「あり」という構成素に対する意識の希薄化が伺われる。

とはいえ、BE型の構文が成立しても、放任命令文との繋がりが完全になくなるわけではない。BE型の構文の成立はテンプレート[2]が成立することであるが、テンプレート[1]の可能性も消失しておらず、スキーマとして二重構造にあるともいえる。⁶ DO型の成立に先立ち用いられた放任命令文も[1]のテンプレートに基づいている。もう一度、平家物語に見られた命令文の例を見てみよう。

- (11) a. 其上祇王があらん所へは、神ともいへ、仏ともいへ、かなふまじきぞ。
 b. いくさは又、親もうたれよ子もうたれよ、死ぬれば乗りこえ乗りこえたたかふ候。
 c. 敵にもおそはれよ、山ごえの狩をもせよ、深山にまよひたらん時は、老馬に手綱をうちかけて、さきにおったててゆけ。

このように見てくると、前節で述べた第1の疑問「なぜ放任命令文のまま構文化できなかつたのか」に対する答えはすでに明らかだろう。これら放任命令文のままでは譲歩条件の意味は表しても、構文化したBE型の[2]のテンプレートとの類似性がほとんどない。それに対し、その後成立するDO型のテンプレートは(16)である。

(16) 譲歩命令テンプレート (近世まで)⁷

- [3] 「X+もせよ」 (cf. X+もせよ、Y+もせよ)
 x A

[3]のテンプレートは[2]と類似しており、チャンク化した「もせよ」が定項

として、動詞由来の変項を取り、生産性をもつ。

では命令文のテンプレート[1]からどのようにして、DO型のテンプレート[3]が成立したのだろうか。(11)に挙げた例で注目すべき点の1つは(11c)の後半の命令文にDO型と同じ形「狩りをもせよ」が観察されることである。このような形がすでに使われており、さらに(12)の例が示したようにDo-Support的言い換えが上代から一般的なのであれば、(11b)前半の命令文も「おそわれよ」ではなく、「おそわれもせよ」となってもおかしくないように思われる。しかしそうではない。このことは、現代の日本語話者には(11c)の「狩りをもせよ」とDO型が紙一重のように見えるかもしれないが、中世の話者にはそうではなかった可能性を示唆する。この謎を解くには、当時の話者にとって、この譲歩命令文がどのような構造の構文と捉えられていたのか、また、どのようにして「もせよ」のチャンク化がおこったかを丁寧に検討する必要がある。

3.3 「もせよ」のチャンク化の意義とそれを可能にする要因

テンプレート[1]は端的には「助詞「も」を含む命令文」である。この助詞「も」の機能をすべて明らかにすることはできないが、⁸「ともあれ、かくもあれ」の事例が示すように、「とあれ」「かくあれ」という放任命令文に対し、『と』でも、『かく』でも』のように、並べて対比させる焦点を示す機能を持つ。たとえば(11)では、「神といへ、仏といへ」「親がうたれよ、子がうたれよ」「敵におそわれよ、山ごえの狩りをせよ」という命令文があり、そこに「も」が付加されている。このうち、(11a-b)は動詞が共通であり、「も」が並列対比させるのは、それぞれ、「神・仏」「親・子」という名詞の対である。だからテンプレート[1]に沿って命令文に「も」を付加しても、動詞はそのまま、「神とも・仏とも」「親も・子も」となるのが自然であったと思われる。

一方、先に見た中世前期の例(8)では「飢死(うえじに)もせよ、寒死(こごえじに)もせよ」「勝もせよ、負もせよ」となっている。この場合、対比

の焦点は「餓死する・寒死する」「勝つ・負ける」という動詞自身にあるので、動詞自身に「も」が付加され、その結果「もせよ」の形を含むことには意味的な根拠がある。

それに対し、(11c)では2つの命令文が共通の動詞を持つわけでも、動詞だけが対比されるわけでもなく、項も含んだ動詞句全体が対比される。この場合、前半の命令文が「敵にもおそはれよ」であって、「敵におそはれもせよ」とはならないのは、「おそはれせよ」という「も抜き」命令文が存在しないことと関係すると考える。上述のようにDo-Support的な「する」は上代から観察されるが、それは、「行く」→「行きもする」のように、助詞の挿入を前提として起こる。上の(8)の例では動詞自体が対比の焦点であるので、そのために「も」が挿入され、当然Do-Supportも行われたと考えられる。それに対し、(11c)では動詞だけが対比の焦点ではない。つまり、助詞「も」の挿入やDo-Supportの根拠がないのである。少なくとも当時の話者にとって、このように動詞のみが対比の焦点ではない場合、放任命令文から自然に作られる形は、「敵にもおそはれよ」であって、Do-Supportによる「おそはれもせよ」ではなかったことを(11c)は示している。

では、どうして(11c)の後半の命令文では「狩りをもせよ」という「もせよ」なのだろうか。それはもちろん「する」が本動詞であるからである。これはそもそもDo-Supportではないし、「も」がなくても命令文は「狩りをせよ」と、「する」を含むことになる。

この分析が示唆する重要な点は、中世前期の(8)や(11)の時点では、(14)のテンプレート[1]に沿って、命令文から譲歩条件解釈を持つ文は作られていても、(16)のテンプレート[3]は生まれていなかったと思われることである。つまり、「もせよ」を含む(8)はDO型の初期の事例とされてはいるが、この場合の「もせよ」は、テンプレート[1]から、それぞれの意味的根拠に基づいて構成的に作られているのであり、生産的な構文テンプレートの一部としてのチャンク化を必要としているわけではない。DO型が構文として本当に成

立していると判断するには、個々の文の構造や意味に動機づけられていなくても、「もせよ」を定項とする譲歩命令文が作られなくてはいけない。では、どのようにそのチャンク化は進み、テンプレート[3]が生まれたのだろうか。

ここで改めて整理すると、「する」には大きく(17)のように3つの種類がある。

- (17) A 本動詞「する」 e.g. 「何をするのか」「早くしなさい」
 B 漢語や和語名詞から動詞を作る「する」 e.g. 「勉強する」「恋する」
 C 動詞を言い換えるDo-Support的「する」 e.g. (「呼ぶ」→)「呼びはする」

Aは単独用法、B,Cは複合用法（補助動詞用法）である。これらすべてが「もせよ」という形の譲歩命令文を作るが、(11b)から見るように、生産的なDO型の成立とは特にCのDo-Support的「もせよ」が一般化することと言える。本稿では、その広がりによって重要な役割を果たしたのものとして、漢語や和語の名詞に結びついて動詞を作るBタイプに注目する。というのも、以下に述べるように、Bの「する」はAの本動詞とCのDo-Support的「する」の中間的な性質をもち、AからCへの拡張の橋渡しの役割を果たした可能性があると考えられるからである。

すなわち、Bの「する」は複合用法ではあるものの、Aの本動詞「する」と同様、助詞を伴わなくても命令形は「せよ」という形になる。実のところ(8a)はBタイプの例と言える（cf. 「飢死する」→「飢死せよ」）。つまり、AとBは、いずれも放任命令文から、テンプレート[1]により「もせよ」という形が作られる。しかし、Aの「する」は結局のところ多く存在する動詞の1つにすぎないので、それだけで生産力のあるDO型の構文が作られるとは思われない。それに対し、Bは造語力を持つので、その用例が増えると、「もせよ」という生産的な構文をつくるチャンクになる可能性が高まる。そしてチャンク化を経て再分析が起り、(16)のテンプレート[3]が成立したと考える。⁹

一方、CのDo-Supportタイプは、テンプレート[1]の段階では、(8b)のように、動詞自体が対比の焦点でない限り「もせよ」の形を作らない。しかし既述のように「連用形+も+する」という連鎖自体は古くから可能であり、「もせよ」という形を作ることはできる。そのため、「もせよ」がチャンク化し、意味的な根拠を必要としないテンプレート[3]が生まれると、Cタイプの事例の生成も自由になる。さらに再分析された「連用形」+「もせよ」は、定項の「もせよ」と変項の動詞の連体形という明快な構造をもつ。このように、「もせよ」がチャンク化して生産的な構文テンプレートの一部となることで、CタイプからDO型が自由に作られるようになったと考えられる。このようにチャンク化という段階を認識することで、DO型の成立過程をより詳細に捉えることができる。

以上、通時的構文文法の視点から、Bタイプの「する」が橋渡しとなってチャンク化が進み、Cタイプを取り込んだDO型が成立したと分析した。しかし、何度も繰り返すように、中世の実例は非常にわずかで、この分析の妥当性を実証的に検証することは難しい。Bタイプの「もせよ」の事例が増えたという事実を確認しようにも、そもそも「もせよ」の絶対数がわずかである。となると、これは実証的証拠が全くない単なる理論上の仮説にすぎないと見えるかもしれない。しかしそうではない。この分析に対する直接証拠を挙げることは困難であるが、中世の言語事実の中に間接的な証拠は見出すことができるのではないかと考える。そして、このようにBタイプの果たした役割に目を向けることで、DO型に関する2つ目の疑問、すなわちDO型成立に時間を要した理由への答につながる新たな視点が生まれると主張したい。以下では、この間接証拠について論じていく。

3.4 中世の語彙の変化

前節で主張したDO型の成立過程が事実であれば、その成立の遅さは、橋渡しとなったBタイプのチャンク化が中世の早期には起こらなかった可能性

を予測する。果たして中世にこのようなことを示唆する事情はあったのだろうか。実は、これまでの国語学・日本語学の研究でBタイプの語彙は中世になってから種類が増え、「する」の造語力が増したということが明らかになっている（坂詰, 1999）。その鍵を握るのは、以下に示すような漢語、中でも二字漢語の増加である。このような中世以降の変化を遠因とするため、Bタイプのチャンク化は中世後期まで起こらなかったのではないかと考えられる。では、中世のBタイプについて詳しく見てみよう。

(18)に示すように、Bタイプの「する」は上代にも中古にも観察される。

(18) a. 娘子らは思ひ乱れて君待つとうら恋すなり心ぐし いざ見に行かなことはたなゆひ
 (『万葉集』 7C後-8C後: 3937番) [宇良呉悲須奈理]

b. 頼むには間はぬもつらし問ふもうるさしとあるを見てなむ、たへがたき心地しける
 (『伊勢物語』 9C-10C)

c. あるかなきかに消え入りつつものしたまふを御覧ずるに、来し方行く末思しめされず、よろづのことを泣く泣く契りのたまはずれど
 (『源氏物語』 1002)

d. わざとその人かの人にせさせたまへるとたづね聞きて案内するも、おのづからかかる貧しきあたりと思ひ侮りて言ひ来るを
 (『源氏物語』 1002)

e. さまざまに、我、人にまさらんとつくろひ用意すべかめるを
 (『源氏物語』 1002)

このうち、(18a-b)は和語を含む「うら恋す」「心地す」であり、(18c-e)は漢語を含む「御覧ず」「案内す」「用意す」である。このように、Bタイプ自体は古くからある形だが、中古以前と中世以降では、特に漢語を含むものに変化が見られることが指摘されている（櫻井 1981, 坂詰 1999）。

中世は古典語から近代語へという日本語の大きな転換期とされ、文法上に

も様々な重要な変化があったが、語彙の構造にも変化が見られ、中でも、中世の日本語を特徴付けることとして、「漢語の増加」がよく知られている（蜂谷 1981）。もちろん、中古の文献に多い女流作家による宮廷文学と中世の軍記物語などを単純に比較することはできないが、仏典系漢語や漢籍系漢語に加え、中世には、日常語となった漢語や日本で新たに作られた漢語も多く観察されているという（蜂谷 1981）。たとえば櫻井（1981）は、中世の特徴として、「和漢混淆現象と並行している、あるいはその本質的な部分をなす現象は、一般言語生活における漢語の浸透であると思われる」と述べる（p. 75）。

このような漢語の増加は、当然、Bタイプに含まれる「漢語+する」の数や種類にも影響を与える。「漢語+する」（＝漢語サ変動詞）の数や種類に関する研究はいくつもあり、文献のジャンルに加え、漢語の種類にも目を向けた詳細な調査が行われている（西田, 1981; 櫻井, 1981; 武山, 1999; 坂詰, 1999）。漢語には主に一字漢語と二字漢語があり、それぞれが「漢語+する」という動詞を形成する。一字漢語とは「信ず、愛す」などであり、二字漢語とは「案内す」「観察す」などである。そして、櫻井（1981）と坂詰（1999）はその異なり語数（type-frequency）と延べ語数（token frequency）を詳細に調査し、異なり語数の高まりに注目している。その調査をより詳しく見てみよう。

櫻井（1981）は、説話文学について中世の9作品と中古の『今昔物語』を取り上げ、作品間での語彙の重複の様子も調査を行なった。その結果、一字漢語の場合、8割～9割が中古から観察され、また、互いに共通しているのに対し、二字漢字は共通する語彙の割合が低く、特に『今昔物語』、『古今著聞集』、『沙石集』、『平家物語』では他と共通しない語が4割を超えていた。異なり語数で見ると、一字漢語は200語ほど観察される中、約150語が複数の作品で繰り返し用いられていたのに対し、二字漢語は600語ほどあり、どの作品においても、その作品でしか用いられていない語が半分ほどあったという（櫻井, 1981, pp. 77-78）。坂詰は『沙石集』を中心に調べているが、その言葉

を引用すると、「一字漢語サ変動詞は、『色葉字類抄』などに「ース」の形で登載されていることからわかるように、固定化して広く用いられることが多かったと思われる。それに対し、二字漢語サ変動詞は、全体的に極めて流動的で、その作品の素材内容によって左右され、いくらでも増語される可能性があったと推察される」(p. 175)と述べる。特に最後の1文が注目される。つまり、これらの調査結果は次のような実態を示しているといえるだろう。「漢語+する」という形態の動詞は古くから存在していたが、中古までは「愛す」「案ず」などの一字漢語が比較的多く、また、固定化していた。しかし、中世になって増加する二字漢語は、種類が多く、また、新しい語を取り込んでいくことから、「漢語+する」は高い造語力を持つようになった。

このように、二字漢語による「漢語+する」が中世に造語力を増したことは、Bタイプ全体の増加、また、おそらく命令形での使用数の増加につながったと推測できる。その結果、Bタイプの「もせよ」の事例が増え、チャンク化が進んだのではないだろうか。このように、テンプレート[3]につながるチャンク化の遠因が中世以降の漢語の増加であるとすれば、DO型の成立が中世の半ば以降になったのは当然のことといえるだろう。¹⁰

4. 結論

以上、本稿では讓歩命令構文のDO型がどのように成立したかを分析した。DO型は、表面的にはその例と思われる「もせよ」を含む文が鎌倉時代に確認されているため、中世前期に成立したことが通説となっている。しかし、その後の中世の間の例は極めて少ない。その一方、近世の初期には「にもせよ」が頻用され、また、その他の文献からも、「もせよ」が遅くとも中世末までには確立していたはずと思われる。DO型の成立の大まかな過程は北崎(2016)によっても明らかにされているが、事例の少なさもあり、DO型の成立の詳細な様子は判然とせず、なぜ中世前期の「もせよ」がすぐに広がらなかった

のかについても謎のままであった。

本稿では、通時的構文文法の立場からこの問題を再検討した。特に、譲歩命令文が放任命令文から生まれること、そして構文化におけるチャンク化とそれを含む構文テンプレートの形成に注目し、表面的には同じ連辞関係にある語の連鎖でも同じ構文テンプレートに基づくとは限らないことを示した。特に生産的なDO型は動詞「する」の命令形を含むチャンク「もせよ」を定項とするテンプレート[3]の形成によって生まれる。従来の研究では、本動詞としての「する」と補助動詞としての「する」という2つの区別は認識されていたが、本稿では、補助動詞「する」にも2つを区別し、全体として3つのタイプを区別すべきこと、また、その補助動詞「する」を含む「もせよ」にも、チャンク化が起こる前から可能なものとチャンク化によって可能になったものがあることを指摘した。そして、詳細な形態統語的分析を通し、中世前期に観察された「もせよ」は、チャンク化が起こる前の事例と考えられると指摘した。つまり、「もせよ」がすぐに広がらなかったのは、それがまだ生産的なテンプレート[3]によるものではなかったからと考えられる。その後、いつテンプレート[3]が生まれたのかを特定することは困難だが、中世以降の「二字漢語+する」の増加、また、造語力の高まりを経て、中世後期頃に再分析されたと推定した。

何度も述べたように、中世のDO型は事例が極めて少なく、直接証拠が見出せないため、あくまでもこの答えは可能性の1つである。しかし、通時的構文文法の理論的な視点と、言語構造の詳細な分析を組み合わせることで、これまで判然としなかった成立過程について、少なくとも観察されたデータと矛盾しないばかりでなく、語彙史上の事実とも一致する説明を与えることができた。中世に二字漢語の増加がみられたということは多くの研究が明らかにしている事実であるが、これが譲歩命令文の研究と結びつけられたことはなかった。譲歩命令文の構文拡張は言語体系内の変化であるが、それが、社会言語学的な語彙史と関わるというのは新たな視点であろう。この可能性

については、今後、新たな文献データによってさらに検証されていくことが望まれる。

注

- 1 後にも述べるように、国語学・日本語学の中では初期の研究である草野（1901）以降、ほぼ一貫して後者も「命令文の放任用法の1つ」と捉えられてきたようである。北崎(2016)は構文という概念は用いないが、「であれ」「にせよ」などを「複合助詞」として分析しているので、チャンク化と類似した視点が含まれているとも考えられる。
- 2 以下、用例については、出典と参考までにその成立年を示す。ただし、成立年については明確でない場合もあり、また、引用事例が観察される写本が必ずしもその成立当時のものとは断定できない可能性もある。
- 3 譲歩節の構造や機能についてはHaspelmath & König (1998)の研究が詳しい。これはヨーロッパ言語に焦点を当てているが、日本語にも当てはまる点が多く見られる。特に、日本語には彼らの述べる「Scalarタイプ」と「Alternativeタイプ」があるが、選択肢提示型は後者に相当する。
- 4 「用言も」の「もあれ」は上に挙げた(4)以外は全て形容詞に接続した事例である。
- 5 北崎(2016)は中世後期に「史記桃源抄」の1例を数えているが、例は示していない。
- 6 例えば、中古には「ともあれ、かくもあれ」と形態・意味いずれもの点で類似した「さもあれ」も副詞句的に用いられているが、これはしばしば「さもあらばあれ」という放任命令文の形でも現れる。Shinzato (2002)やKikuta (2020)も示すように、譲歩命令文は譲歩条件文の前件の機能を持つのに対し、この動詞反復を含む文では、命令文「あれ」が前件「さもあらば」に対する後件になっていることから、これは譲歩命令文ではなく、あくまでも放任命令文と考えられる。「さもあれ」と「さもあらばあれ」は言い換え可能な表現としてある程度、固定化していたようではあるが、これらが並んで頻繁に用いられることは、放任命令文と譲歩命令文の繋がりが意識されていた証拠といえるだろう。ただし、DO型の成立を経た現代は、放任命令文に基づくテンプレート[1]が譲歩命令文のテンプレートとして生産的に用いられているとは考えられない。
- 7 近世以降は「もせよ」が「にもせよ」となり、さらに生産性を増す。
- 8 「も」は、譲歩命令文だけでなく、譲歩条件節「～しても」などにも含まれるが、「Aも、Bも」のように、言及されている事柄が唯一（unique）ではないことを表す助詞であり、それにより、言及された前件と後件が直接的因果関係を持つことを否定す

る役割を持つと考えられる。また、譲歩節や譲歩命令文の重要な機能タイプである、「選択肢提示」や「はかし・ヘッジ用法」もこの機能から導かれる。本稿では、「対比の焦点」と呼んでいるが、この「対比」は「は」のような違いを明示するという意味ではなく、他の選択肢と「並列」させるという意味で用いている。いずれにせよ、「も」の機能は複雑であり、それを論じるのは本稿の範囲を超えている。

- 9 厳密に言えば、チャンク化を経てテンプレート[3]が成立してからCが可能になったとも考えられるし、チャンク化が進んだのを受けてCが参入し、テンプレート[3]が完成したとも考えられる。どちらの可能性もある。
- 10 それでも、近世以降の「にもせよ」の頻用され方に比べ、中世の「もせよ」の観察事例が極端に少ないのはなぜかという疑問が残るかもしれない。これについて、本稿では紙幅の都合もあり、論じることができないが、「もせよ」があくまでも動詞接続に限定されていたことと関係があるかもしれないと考えている。実のところ、近世になって生まれる「にもせよ」は名詞だけでなく、動詞（連体形）にも接続できることから、頻用されることになるが、その用例を観察すると、実は名詞に接続するものの事例が圧倒的に多い。つまり、動詞に限定されていたため、観察される事例が少ないといえるのかもしれない。

参考文献

- Akatsuka, N. (1997). Negative conditionality, subjectification, and conditional reasoning. In A. Athanasiadou & R. Dirven (Eds.), *On conditionals again* (pp. 323–354). Amsterdam, the Netherlands: John Benjamins.
- Barðdal, J., Smirnova, E., Sommerer, L., & Gildea, S. (Eds.). (2015). *Diachronic construction grammar*. Amsterdam, the Netherlands: John Benjamins.
- Bybee, J. (2010). *Language, usage and cognition*. Cambridge, UK: Cambridge University Press.
- Goldberg, A.E. (1995). *Constructions: A construction grammar approach to argument structure*. Chicago, IL: The University of Chicago Press.
- Goldberg, A.E. (2006). *Constructions at work: The nature of generalization in language*. Oxford, UK: Oxford University Press.
- 蜂谷清人 (1981). 「中世語彙の概説」 佐藤喜代治 (編) 『中世の語彙』 (pp. 1-32) 東京: 明治書院
- Haspelmath, M., & König, E. (1998). Concessive conditionals in the languages of Europe. In J. van der Auwera, and D. Baoill (Eds.), *Adverbial constructions in the languages of Europe*

- (pp. 563-640). Berlin, Germany: Mouton de Gruyter.
- 岩井良雄 (1971). 『日本語法史 鎌倉時代編』 東京：笠間書院。
- Kikuta, C.U. (2018). Development of conditional imperatives in Japanese: A diachronic constructional approach. *Cognitive Linguistics* 29(2), 235-274.
- 菊田千春 (2020). 「条件命令文や譲歩命令文はTraugottの意味変化の方向性仮説に対する反例か—「間主観的」な命令文から条件文への構文化再考」『同志社英語英文学研究』 101, 83-126.
- 北崎勇帆 (2016). 「複合助詞「であれ」「にせよ」「にしろ」の変遷」『日本語の研究』 12 (4), 1-17.
- 草野清民 (1901). 『草野氏日本文法全』 東京：富山房
- Mori, H. (2006). The *V-te-miro* conditional imperative and other imperative forms: Grammaticalization of lexemes in constructions. *Journal of Japanese Linguistics* 22, 1-16.
- 中村幸弘 (1993). 「放任表現考」『日本文学の伝統 (国学院短期大学国文学会創設10周年記念論文集)』 (中村幸弘 2005『補助用言に関する研究』 東京：右文書院 所収)
- Narrog, H. (2014). Beyond intersubjectification: Textual uses of modality and mood in subordinate clauses as part of speech-act orientation. In L. Brems, L. Ghesquière, & F. van de Velde (Eds.), *Intersubjectivity and intersubjectification in grammar and discourse: Theoretical and descriptive advances* (pp. 29-51). Amsterdam, the Netherlands: John Benjamins.
- 西田直敏 (1981). 「軍記物語の語彙」 佐藤喜代治 (編) 『中世の語彙』 (pp. 33-66) 東京：明治書院
- 小田勝 (2015). 『実例詳解 古典文法総覧』 大阪：和泉書店.
- 坂詰力治 (1999). 『国語史の中世論攷』 東京：笠間書院
- 櫻井光昭 (1981). 「説話文学の語彙」 佐藤喜代治 (編) 『中世の語彙』 (pp. 67-87) 東京：明治書院
- Shinzato, R. (2002). From imperatives to conditionals: The case of *-shiro/are* and *-te miro* in Japanese. *Chicago Linguistic Society* 38 (*The Main Session*), 585-600.
- 武山隆昭 (1999). 「中古と中世のサ変動詞—『源氏物語』と『平家物語』を中心として」『相山国文学』 23, 9-28.
- Traugott, E.C., & Trousdale, G. (2013). *Constructionalization and constructional changes*. Oxford, UK: Oxford University Press.
- 山田孝雄 (1908). 『日本文法論』 東京：宝文館
- 山口堯二 (1995). 「逆接仮定表現の末流」『語文』 64, 1-11.

国文学研究資料館 『日本文学大系全文データベース』

国立国語研究所（2020）『日本語歴史コーパス』バージョン2020.3

https://pj.ninjal.ac.jp/corpus_center/chj/

Synopsis

The Constructional Expansion of the Concessive Imperative in Japanese: Chunking and Historical Changes in Vocabulary

Chiharu Kikuta

This paper investigates the constructional expansion of the concessive imperative in Late Middle Japanese (13C-16C) in the framework of Diachronic Construction Grammar with a goal to clarify the details of the process and to account for why it seems to have taken as long as almost three hundred years. The analysis reveals the crucial involvement of “chunking” of constituents in the process, and moreover suggests the possible interaction between constructionalization and sociolinguistically-induced changes in the vocabulary of LMJ. The proposal, therefore, not only sheds light on the unsolved puzzle in the descriptive fact, but also brings in a new perspective to the diachronic study of grammatical construction.

The concessive imperative consists of an imperative sentence, which functions as the concessive protasis, followed by an adopsis sentence of various forms. The construction in Japanese comprises two subtypes, one involving the imperative form of the verb *aru* ‘be,’ and the other, the imperative form of the auxiliary verb *suru* ‘do,’ and will be called BE-type and DO-type, respectively. The BE-type has a long history, dating back to Early Middle Japanese, where the earliest record, in *Taketori Monogatari* (10C), already shows the phonological attrition (tomare, kakumare < to-mo-

are, *kaku-mo-are*). The DO-type, on the other hand, apparently started much later, presumably in LMJ. The early instance involving *mo-seyo* is found in 13C, but the data is extremely scarce throughout LMJ, before the DO-type becomes very common in Early Modern Japanese (17C-19C). Despite the scarcity of data, there is evidence that the DO-type was recognized as a productive construction by the end of 15C. The present study, therefore, attempts to elucidate how the DO-type came into being as a construction behind the scene, and why the early instance did not readily lead to constructionalization.

According to Kitasaki (2016), the DO-type emerged in order to fill the functional gap in the coverage of the BE-type, which was unable to derive a verb-based concessive imperative. In LMJ, imperative sentences with various verbs were used as a substitute, and among them were ones with the lexical verb *suru* ‘do.’ The homonymous auxiliary verb *suru* ‘do’ eventually joined, allowing any verb (in nonfinite form) to form the sequence of V-*mo-seyo*, resulting in the productive construction of the DO-type. This scenario of Kitasaki (2016) is reasonable, but it fails to explain why the establishment of the DO type took so long after the first attestation of *mo-seyo*, given that the auxiliary usage of *do* (in Do-support style) has been in Japanese grammar since 8C. This paper explores this puzzle from the perspective of Diachronic Construction Grammar.

A construction is defined as a conventionalized pair of form and meaning (Goldberg 2006). The structural template of a grammatical construction takes the form of a function, with constants and variables, which ensures productivity. In the present case, as the non-canonical (*laissez-faire*) imperative was reanalyzed as the concessive clause, the imperative verb *are* or *seyo* was chunked together with particles like *mo* (and *ni*). The resulting

chunk (*mo-are*, *mo-seyo*) made itself a constant in the constructional template, taking in various forms as variables. Chunking is thus a crucial step toward constructionalization.

In view of this general outline, the key to elucidating the process resides in the multiplicity of the grammatical profile of the sequence *mo-seyo*. The same syntagmatic sequence may be of different grammatical characters, in terms of (1) the type of *suru* and (2) the degree of chunking. The point is that the sequence *mo-seyo* can occur either as part of the *laissez-faire* imperative (before chunking), or as a constant in the constructional template (after chunking). A scrutiny of the constituents suggests that the alleged instance in early LMJ may be a case of the former, implying that the DO-type probably started much later.

The verb *suru* has three types: (1) an independent lexical verb, (2) an auxiliary attached to a noun or a Sino-Japanese word (*kango*) to derive a verb (a.k.a. light verb), and (3) an auxiliary attached to a nonfinite verb as in Do-Support. Of these three, types (1) and (2) allowed the sequence *mo-seyo* before chunking, and this paper claims that the increased use of *mo-seyo* of type (2) facilitated the chunking, and opened the door to type (3), leading to the establishment of the DO-type.

Although the scarcity of data makes direct evidence hardly available for this conclusion, it finds indirect support in a well-known fact regarding the structure of LMJ vocabulary. Philological studies in Japanese have identified the rise in the type- and token-frequencies of Sino-Japanese words as a remarkable feature of the period. Sakurai (1981), in particular, demonstrates an increase in the type frequency of two-letter Sino-Japanese verbs with *suru*, namely, type (2). If the rise in the token frequency of (2) took place during LMJ, then it is not very surprising that the chunking

and constructionalization did not happen at an early stage of the period, but had to wait until the repeated usage of *mo-seyo* eventually led to conventionalization.

To sum, this paper has proposed a detailed scenario of the constructional expansion of the concessive imperative that is able to accommodate the observed puzzling fact. The proposal is built on the combination of in-depth morphological analyses of the constituents and the theoretical concepts of chunking, and has suggested an influence of the changes in the overall LMJ vocabulary.